

監 査 委 員 公 表

橋本市監査委員公表第4号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき平成23年2月7日付で請求のあった住民監査請求に係る監査の結果は別紙のとおりであるので、同法同条第4項の規定により公表する。

平成23年3月31日

橋本市監査委員 山 本 忠 男
橋本市監査委員 中 上 良 隆

住 民 監 査 請 求 監 査 結 果

橋 本 市 監 査 委 員

第1 請求の受理

1 請求人

(略)

2 請求書の受付

平成23年2月7日

3 請求の要旨 (原文のとおり)

市は平成22年3月14日執行の橋本市長選挙において、46の投票所を設置した。しかし、投票所の設置基準には大きな格差が存在し、担当職員の人件費、立会人費用、また投票所借上げ料など不当に支出をして、税金をムダに使っている。

請求理由

(1) 請求人

請求人らは橋本市内に居住しており、将来にわたって税金をムダに使用されていないか監視する市民らである。

(2) 理由

小学生が徒歩で通学できる範囲内の選挙区に置いて、投票所数や職員数に著しい格差があります。柱本小学校区(紀見ヶ丘、紀見峠、柱本、沓掛、矢倉脇、慶賀野、光陽台)は5709,4千㎡で有権者は4496人で一か所。橋本小学校区(橋本、東家、市脇、野、城ノ内、野団地、小原田、原田、妻、古佐田)は6176,6千㎡で有権者は6357人で7か所もの投票所があります。

柱本小学校区(第11投票所)と橋本小学校区(第1、2、3、4、6、7、33投票所)を比較した場合、橋本小学校区が有権者数で1861人多いところではあるが、職員数(嘱託・臨時職員を含む)で21人(人件費で837,754円)、立会人費用318,000円、投票所「借上げ料」14,000円の計1,169,757円も多く支出されています。これを職員1人当りの有権者数で見ると、柱本小学校区は(第11投票所)370人、橋本小学校区の第1投票所では71人と5倍を超える格差が生じており不当といわざるを得ない。小学校を投票所とし、有権者350人に職員1人の換算で配置すれば、これまで33人を配置していた橋本小学校区では19人の職員の配置で足り、14人も余る。

また、職員の人件費も臨時職員にて対応することが、市民の雇用機会

を広げ、且つ、人件費を削減する行財政改革であると考えます。

ちなみに、46 投票所に 211 人の正職員に要した費用 8,489,823 円はひとり平均 40,236 円である。嘱託職員 19 人に要した総額は 327,035 円で平均 17212 円、臨時職員 13 人に要した総額は 193,102 円で平均は 14,854 円でこれらすべてで 9,009,960 円もの税金が使われている。

※ 面積については、「ゼンリン面積計測ソフト」を使用した。

(3) 結論

木下善之橋本市長は、橋本小学校区を 1 つの投票所に集約し、14 人も多く不当に支出された人件費を、ひとり 40,000 円として職員費用 560,000 円。立会人費用 318,000 円と投票所借上げ費用 14,000 円。以上、ムダに使った税金合計 892,000 円の費用の返還をするよう勧告することを求める。

他の投票所においても調査の上、統廃合を行い公金の適正な支出が行われるよう勧告されたい。

また、単純作業に多くの正職員をあて、莫大な人件費を使用している件、および選挙事務における臨時職員の採用についても検討するよう勧告されたい。

4 請求の要件審査

本請求は、平成 23 年 2 月 7 日付で請求人より提出された住民監査請求書について要件審査に付し、所要の法定要件を具備しているものと認め平成 23 年 2 月 9 日にこれを受理した。

なお、本件請求に関する事実証明書として次の書類の提出があった。

- ① 平成 22 年 3 月 14 日執行橋本市長選挙 4 6 投票所別人件費表
- ② 平成 22 年 3 月 14 日執行橋本市長選挙関係資料
- ③ 平成 22 年 3 月 14 日執行市長・市議選挙投票立会人
- ④ 投票所借上先一覧
- ⑤ 平成 22 年 3 月 14 日執行橋本市長選挙投票所別最終投票結果表

第 2 監査の実施

監査の実施に当たっては地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 23 年 2 月 24 日に請求人に対する証拠の提出及び陳述の機会を与え、本件請求の要旨の補足及び補充をさせた。監査措置請求の対象は、橋本市長であったが、本件請求内容を精査した結果、監査対象については、選挙執行について投票区の設定などについての全ての権限を持つ、市長部局から独立した行政委員会である橋本市選挙管理委員会とし、関係当局に係書

類等の提出を求め、平成23年3月1日に関係職員からの聴取調査を行った。

また、平成23年3月4日に関係人調査を橋本市選挙管理委員会委員長に対して行った。

1 監査の対象事項

本件請求については、請求人の本件請求の要旨及び陳述等の内容から、請求人の主張は、不当な投票所の設置がなされたことにより不当に支出された費用の返還、および小学校区単位への投票所の統廃合、投票所事務に多くの正職員を使用せず臨時職員の使用も検討することの勧告を求めるものと理解し、監査対象事項を次のように判断し監査を実施した。

- ① 柱本小学校区における投票所の設置状況に比べて、橋本小学校区に設置されている投票所は不当に多く設置されているか。不当に多く投票所が設置されているならば、投票所を統廃合して橋本小学校区に1箇所投票所とすべきか、また、不当に橋本小学校区に投票所を設置したことにより、市に損害を与えたか。与えたとしたら、その損害を市長が弁済すべきか。
- ② 他の市内の投票所においても今後、同様の投票所の統廃合を要するか。
- ③ 選挙事務に現状のような人数の正職員を充てることは必要か。また、臨時職員の一層の雇用を行い臨時職員の配置の割合を増やすことが必要か。

2 証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成23年2月24日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を持った。当日は請求人が出席し請求要旨に関する陳述が行われた。新たな証拠資料として次の資料が提出された。

- ① 知事選投票所別投票結果一覧表
- ② 市長選挙投票所別投票結果一覧表
- ③ 市長選挙候補者別選挙結果表
- ④ 参議院選挙区の投票結果
- ⑤ 市町村の選挙事務(選挙執行経費)

3 関係職員調査

本件請求に関し事実関係を確認するために、必要に応じて関係当局に關係書類の提出を求めると共に地方自治法第199条第8項の規定に基づき、平

成 23 年 3 月 1 日に関係職員の出席を求めて事情聴取及び質疑応答を行った。

・説明を求めた職員

選挙管理委員会事務局長、選挙管理委員会事務局次長、選挙管理委員会事務局主幹、選挙管理委員会選挙係長

4 関係人調査

関係人調査として、平成 23 年 3 月 4 日、橋本市選挙管理委員会委員長に対して行った。

・出席した者

選挙管理委員会委員長、選挙管理委員会事務局主幹、選挙管理委員会選挙係長

5 監査の期間

平成 23 年 2 月 15 日から平成 23 年 3 月 25 日まで

第 3 監査の結果

1 本件請求の事実関係

本件監査の必要上、担当部局の事情聴取にもとづいて得られた請求要旨についての事実関係は、次のとおりである。

(1) 投票区、投票所について

今回監査請求の対象となった平成 22 年 3 月 14 日執行の橋本市長選挙は、当日有権者数 55,186 人で市内 46 投票区・投票所で執行している。

1 投票区あたりの平均当日有権者数は 1,200 人である。投票区ごとの当日有権者数で見ると 100 人未満の投票区は 3 箇所、100 人以上 200 人未満の投票区は 3 箇所、200 人以上 300 人未満の投票区は 3 箇所、300 人以上 500 人未満の投票区は 5 箇所、500 人以上 1,000 人未満の投票区は 9 箇所、1,000 人以上 2,000 人未満の投票区は 14 箇所である。これら 2,000 人未満の投票区は 37 箇所である。これら 2,000 人未満の投票区は 53.3%となっている。

一方、2,000 人以上 3,000 人未満の投票区は 6 箇所、3,000 人以上の投票区は 3 箇所となっている。また、当日有権者が一番多い投票区は 4,496 人、一番少ない投票区は 35 人とその差は 128.5 倍の開きになっている。各投票区には 1 箇所の投票所が設置されている。柱本小学校区と橋本小学校区とを比較すると柱本小学校区は第 11 投票区 1 箇所、橋本小学校区は第 1、2、3、4、6、7、33 投票区の計 7 箇所である(ただし、一部地域で投票区と小学校区が合致しない地域がある)。当日有権者数は柱本小学校区 4,496 人、橋

本小学校区は 6,357 人である。柱本小学校区の面積は 8.43 k m²、橋本小学校区の面積は 6.77 k m²である。

- (2) 各小学校区における投票所数、当日有権者数、投票所等借り上げ料、人件費、当日有権者一人当たりの費用、対柱本小学校区の当日有権者一人当たりの投票所費用の割合について(ただし、一部地域で投票区と小学校区が合致しない地域がある。)

橋本小学校区は投票所は 7 箇所、当日有権者数は 6,357 人、投票所借り上げ料は 21,900 円、投票者用駐車場借り上げ料は 14,600 円、人件費は 1,570,871 円、当日有権者一人当たりの費用は 253 円である。対柱本小学校区の当日有権者一人当たりの投票所費用の割合は 2.74 倍である。柱本小学校区は投票所は 1 箇所、当日有権者数は 4,496 人、借り上げ料は 0 円、人件費は 415,114 円、当日有権者一人当たりの費用は 92 円である。隅田小学校区は投票所は 8 箇所、当日有権者数は 6,777 人、投票所借り上げ料は 29,200 円、人件費は 1,767,993 円、当日有権者一人当たりの費用は 265 円である。対柱本小学校区の当日有権者一人当たりの投票所費用の割合は 2.87 倍である。恋野小学校区は投票所は 5 箇所、当日有権者数は 1,490 人、投票所借り上げ料は 21,900 円、投票者用駐車場借り上げ料は 7,300 円、人件費は 819,191 円、当日有権者一人当たりの費用は 569 円である。対柱本小学校区の当日有権者一人当たりの投票所費用の割合は 6.17 倍である。西部小学校区は投票所は 3 箇所、当日有権者数は 4,408 人、投票所借り上げ料は 0 円、人件費は 861,134 円、当日有権者一人当たりの費用は 195 円である。対柱本小学校区の当日有権者一人当たりの投票所費用の割合は 2.12 倍である。境原小学校区は投票所は 2 箇所、当日有権者数は 1,507 人、投票所借り上げ料は 7,300 円、人件費は 433,544 円、当日有権者一人当たりの費用は 293 円である。対柱本小学校区の当日有権者一人当たりの投票所費用の割合は 3.17 倍である。城山小学校区は投票所は 2 箇所、当日有権者数は 6,114 人、投票所借り上げ料は 0 円、人件費は 650,727 円、当日有権者一人当たりの費用は 106 円である。

対柱本小学校区の当日有権者一人当たりの投票所費用の割合は 1.15 倍である。三石小学校区は投票所は 2 箇所、当日有権者数は 4,397 人、投票所借り上げ料は 7,300 円、人件費は 571,128 円、有権者一人当たりの費用は 132 円である。対柱本小学校区の当日有権者一人当たりの投票所費用の割合は 1.42 倍である。紀見小学校区は投票所は 3 箇所、当日有権者数は 3,597 人、投票所借り上げ料は 14,600 円、人件費は 732,131 円、有権者一人当たりの費用は 208 円である。対柱本小学校区の当日有権者一人当たりの投票

所費用の割合は 2.25 倍である。学文路小学校区は投票所は 1 箇所、当日有権者数は 2,203 人、投票所借り上げ料は 0 円、人件費は 318,186 円、有権者一人当たりの費用は 144 円である。対柱本小学校区の当日有権者一人当たりの投票所費用の割合は 1.56 倍である。清水小学校区は投票所は 1 箇所、当日有権者数は 2,047 人、投票所借り上げ料は 0 円、人件費は 319,698 円、有権者一人当たりの費用は 156 円である。対柱本小学校区の当日有権者一人当たりの投票所費用の割合は 1.69 倍である。応其小学校区は投票所は 4 箇所、当日有権者数は 5,843 人、投票所借り上げ料は 7,300 円、人件費は 1,217,361 円、当日有権者一人当たりの費用は 210 円である。対柱本小学校区の当日有権者一人当たりの投票所費用の割合は 2.27 倍である。高野口小学校区は投票所は 4 箇所、当日有権者数は 5,176 人、投票所借り上げ料は 0 円、人件費は 1,206,817 円、当日有権者一人当たりの費用は 233 円である。

対柱本小学校区の当日有権者一人当たりの投票所費用の割合は 2.53 倍である。信太小学校区は投票所は 3 箇所、当日有権者数は 774 人、投票所借り上げ料は 0 円、人件費は 564,065 円、当日有権者一人当たりの費用は 729 円である。対柱本小学校区の当日有権者一人当たりの投票所費用の割合は 7.89 倍である。

(3) 職員等について

投票所に配置される職員等は、投票管理者 1 名、投票立会人 2 名、職務代理者(事務従事者) 1 名、事務従事者である。

平成 22 年 3 月 14 日執行橋本市長選挙時には投票管理者 46 名、投票立会人 92 名を配置した。投票所事務には 243 人の職員を配置している(当初の配置予定者数は 245 名であったが 2 名は欠席した)。内訳は正職員 211 名、嘱託職員 19 名、臨時職員 13 名である。共に選挙管理委員会からの委嘱である。柱本小学校区と橋本小学校区とを比較すると柱本小学校区は第 11 投票所 12 人、内訳は正職員 9 名、嘱託職員 1 名、臨時職員 2 名である。橋本小学校区は 7 投票区で 33 人、内訳は正職員 26 名、嘱託職員 4 名、臨時職員 3 名である。この嘱託職員 19 名は市長選挙執行時に市において各部署で雇用されていたものである。臨時職員 13 名についても同じく市長選挙執行時に市において各部署で雇用されていたものである。これとは別に橋本市選挙管理委員会の事務局の職員として 6 名の臨時職員が選挙事務担当職員として公募等により雇用されている。平成 22 年 3 月 14 日執行の橋本市長選挙の人員配置については、橋本市長選挙の執行にあわせて、橋本市議会議員の欠員 1 名に対する再選挙が公職選挙法第 110 条第 4 項第 2 号で当該選挙区において同一の地方公共団体の他の選挙が行われるときと規定され

ているため、同時執行があった場合に備えて橋本市選挙管理委員会は二つの選挙に不備をきたさないように、2票選挙時の態勢の人員配置を行った。

この場合の橋本市選挙管理委員会の配置の基準は245名である。

(4) 報酬等について

報酬の支払額は投票所事務全体で11,447,960円である。内訳は投票管理者が46人で874,000円、投票立会人が92人で1,564,000円、投票所事務従事者が243人で9,009,960円である。投票所事務従事者の内訳は、正職員が211人で8,489,823円、嘱託職員が19人で327,035円、臨時職員が13人で193,102円となっている。投票所事務従事者総計一人当たりで37,078円、正職員で一人当たり40,236円、嘱託職員で一人当たり17,212円、臨時職員で一人当たり14,854円となっている。

(5) 投票所等の借り上げについて

市などの公の施設以外の施設を投票所とした場合は、投票所となった施設の借り上げ料を支払っている。金額は一律、7,300円であり、市長選挙に際しては15箇所、109,500円の支出をしている。投票所の借り上げのほか、投票者用駐車場借り上げ料として第1投票所、第7投票所、第26投票所の計3箇所で合計21,900円の支出をしている。

(6) 平成13年以降の投票所の配置見直しの経過

平成13年までの投票所の適正配置については、旧橋本市においては住宅開発に伴い有権者数が増加する中、大規模投票所を分割する方向にあり、この流れの中で第34・36・37投票所が誕生してきた。一方、旧高野口町においては投票所再編の目だった動きはなかった。平成18年の、旧橋本市と旧高野口町との合併後、投票所の配置については選挙人の利便性を図り、投票率の向上を目指し、あわせて投票管理事務の合理化や所要経費の節減を促進するために、都市化及び過疎化に伴う最近の選挙人の集団の状況、投票区の地形及び交通の利便、道路状況等、地域の特性などを十分考慮の上で、見直しの検討に取り組んだ。橋本市選挙管理委員会は、少数有権者の投票所の統廃合について検討を行い、5ヶ所の投票所(第15・27・28・29・32)が該当すると考え、最初の取り組みとして、第27・28・29・32の4箇所に適正配置について地域の関係の方々に対して働きかけた。その結果、平成18年12月執行の和歌山県知事選挙からは第32投票所は第26投票所に統合、平成19年4月執行の橋本市議会議員選挙からは第27投票所は第31投票所に統合されて現行の46投票所となり現在に至っている。

(7) 橋本市選挙管理委員会の職務権限

地方自治法第186条によれば、選挙管理委員会は、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理することとなっている。また、公職選挙法第5条によればこの法律において選挙に関する事務は、特別の定めがある場合を除くほか、市の議会の議員又は市長の選挙については市の選挙管理委員会が管理することとなっている。

2 監査委員の判断

請求人の主張や関係職員からの事情聴取及び提出された資料等に基づいて、監査した結果、監査委員の判断は次に述べるとおりである。

- (1) 柱本小学校区における投票所の設置状況に比べて、橋本小学校区に設置されている投票所は不当に多く設置されているか。不当に多く投票所が設置されているならば、投票所を統廃合して橋本小学校区に1箇所の投票所とすべきか、また、不当に橋本小学校区に投票所を設置したことにより、市に損害を与えたか。与えたとしたら、その損害を市長が弁済すべきかについては次のとおりである。

投票は、一定の区域を単位として行われる。この選挙人が投票を行う単位を投票区といい、投票区は原則として市町村の区域によることとなっている(公職選挙法第17条第1項)。しかし市町村の選挙管理委員会が必要があると認めるときは、市町村の区域を分けて数投票区を設けることが出来るものとされており(公職選挙法第17条第2項)、現実には一市町村に複数の投票区があるのが普通である。必要があるときについてどういう場合かということについては明確な基準は無いところである。1投票区当りの有権者数、地勢その他の事情を考慮して投票事務管理能力の許す範囲において、選挙人の投票の便宜を図って決定すべきものであるとされている。投票区を設けたのは選挙手続きの混乱を避け選挙の公正な執行を期するためであり、市町村の選挙管理委員会が市町村の区域を数投票区に分けた場合は直ちにその旨を告示することとされているところである(公職選挙法第17条第3項)。本市においては現在46箇所の投票区が設けられているところであるが、各投票区にはそれぞれ1箇所の投票所が設けられている。

投票所とは実際の投票を行うための施設をいい、市役所、又は市の選挙管理委員会の指定した場所に設けられるものである(公職選挙法第39条)。

投票所は選挙の期日から少なくとも五日前までに市の選挙管理委員会が

定めて告示しなければならないとされている(公職選挙法第 41 条第 1 項)ところである。

国においては、投票区の設定については、昭和 44 年 5 月 15 日付自治管第 45 号各都道府県選挙管理委員会委員長あて自治省選挙部長通知によれば、「投票における選挙人の利便をはかり、あわせて投票管理事務の合理化を促進するため、投票区の増設については、日頃から努力を煩わしているところであるが、最近の都市化及び過疎化に伴う選挙人の集団の状況、投票区の地形および交通の利便等地域の特性を十分考慮の上、投票区の増設について積極的に措置するよう管下市町村に対し適切な指導を御願います」旨の依頼の通知がある。また改めて、総行管第 145 号平成 22 年 4 月 30 日付各都道府県選挙管理委員会委員長あて総務省自治行政局選挙部長通知で、「投票における選挙人の利便を図るため、改めて同通知の趣旨に沿って積極的に投票区の増設について措置するよう御願います」旨の依頼の通知があるところである。国においては、投票区を増設し選挙人の便宜を図り、もって選挙人の投票行動がスムーズに行われる様に市町村の選挙管理委員会に求めているところである。

選挙管理委員会としては、投票区の区域の設定や投票所の設置において、それぞれの地域での繋がりを尊重することで選挙を公平且つ適正に執行し、有権者の利便性やサービスの低下を招かないように十分配慮し、投票しやすい環境づくりを最優先に考慮して選挙執行をおこなっているところである。統廃合については地域の関係の方々との合意形成を第一の必須条件として考えているところであり、大字など地縁を重んじた投票区の設定をしている。投票率を低下させない、投票行動を行いやすくするなどの要件もあり、地元からの要望、意見なども重視して投票区を設定しているところであり、これは極めて妥当な考え方であると思われる。

また、別の行財政改革の観点から、選挙事務についても行財政改革により職員の削減、経費削減が求められており、これに伴い選挙事務においても選挙費用の抑制化を図り、人件費の抑制、民間の活用など今まで以上にコストの削減に努めるよう求められている状況にある。全国的に見ると、投票所については衆議院議員総選挙が行われた平成 12 年 6 月と平成 21 年 8 月とでは、53,434 箇所から 50,978 箇所に 2,456 箇所減少しているところである。本市においても、橋本市選挙管理委員会は、行財政改革の観点から少数有権者の投票所の統廃合について検討を行い、5 箇所の投票所(第 15・27・28・29・32)が該当すると考え、最初の取り組みとして、第 27・28・29・32 の 4 箇所に適正配置について地域の関係の方々に対して働きかけ、平成 18 年 12 月執行の和歌山県知事選挙からは第 32 投票所は第 26 投

票所に統合、平成 19 年 4 月執行の橋本市議会議員選挙からは第 27 投票所は第 31 投票所に統合しているところである。

さて、請求人が言う、柱本小学校区と橋本小学校区の投票所の設置状況を比較したとき、地域としてみた場合は数の上からは配置バランスが取れていないのは事実ではあるが、しかしながら、投票所の見直しを行う上では選挙管理委員会は選挙を公平且つ適正に執行し、有権者の利便性、サービスの低下を招かないように十分配慮し、投票しやすい環境づくりも考慮しつつ見直しを行って行かなければならないと考える。今まで近くにあった投票所が無くなれば高齢者の方々や身体が不自由な方々などは、現状の交通手段等を考えると大変不便になり投票に行く方が減るのではないかと懸念も強くある。

投票区の設定については、経済面や費用面について考える必要性も全くの否定をするものではないが、それ以上に有権者の選挙による意思表示をいかにしやすくするかという大きな至上命題もある。選挙は民意を政治に反映させる為の大切な機会であるので、一概に効率化だけで、また経費の削減を第一に考えた統廃合は進めるべきではないと考える。

まずは出来るだけ投票行動がしやすい様に、選挙管理委員会は投票環境の整備をすることが必要であると考え。また、前述の様に国からも二度にもわたり投票区増設についての依頼も選挙管理委員会にあるところである。

以上のことから、総合的に考えると現状をもって直ちに現在の投票所の設置状況が不当な状況であるとは言えないと考えるところである。また、不当ではないということにより、市に損害は与えていない。したがって請求人の主張については理由が無いものと判断する。

- (2) 他の投票所においても今後、同様の投票所の統廃合を要するかについてはつぎのとおりである。

上記(1)と同様、現状、橋本市選挙管理委員会においては諸般の事情、状況を十分考慮しつつ投票区の設定を考えていることから、請求人の主張については理由が無いものと判断する。

- (3) 選挙事務に現状のような人数の正職員を充てることは必要か。また、臨時職員の一層の雇用を行い臨時職員の配置の割合を増やすことが必要か、についてはつぎのとおりである。

投票所に配置される職員等は、投票管理者1名、投票立会人2名、職務代理人(事務従事者)1名、事務従事者である。事務従事者の数は当該投票区の有権者数、それぞれの選挙の票数等により決められる。事務の内容は、受付、選挙人名簿対照、投票用紙交付、投票録の作成などである。

市町村の選挙管理委員会は、それぞれの専任の職員を置きその事務の執行に従事させることが出来るとなっている(地方自治法第191条第1項)が、選挙に関する事務は平常の場合と選挙の行われる時とでは事務量に著しい差があり、常に多くの専任職員を必要とするものではないが選挙の執行の場合には、急激に事務量が増加し、相当多数の職員を必要とするものである。県及び市町村においても選挙の執行等事務量の増加した場合は、地方自治法第180条の3の規定に基づいて、臨時に当該地方公共団体の事務員その他の職員をしてこれらの選挙事務を行わせているところが少なくない。

適正な数については、選挙の性格すなわち投票の票数や都市的形成等それぞれに異なることから、参考とする画一的、絶対的な基準は無く、過去の投票経験、過去の投票率、などの種々の視点から総合的に検討して合理的に判断し、選挙執行において遺憾の無いように人員の配置をすることとなる。

また、平成18年12月執行の和歌山県知事選挙と平成22年11月執行の和歌山県知事選挙の投票所事務の委嘱者数を比較すると214名から199名に15名削減されており、橋本市選挙管理委員会としては経費の削減にも努めていることがうかがえるところである。

さて選挙事務に従事する職員の服務取り扱いについては、選挙管理委員会の書記その他の職員にとっては、職務命令により本来職務となりえるものである。すなわち、地方自治法第180条の3の規定により普通地方公共団体の長は選挙管理委員会との協議により同委員会の事務に職員に従事させることが出来るものである。選挙事務が当該地方公共団体のなすべき責を有する事務である以上、事務従事命令は部課長を通じて職務命令となる。

この場合職員にとっては時間外勤務命令、又は週休日の勤務命令にあたる。

一方、選挙管理委員会は普通地方公共団体の長と協議して、長部局等の職員をして補助執行をさせることが出来ることとされている(地方自治法第180条の7)。兼務であるならば選挙管理委員会が職務命令を出すことは可能であるが、単に補助執行の場合は職員にとっては手助けであり職務命令には当たらない。当然職員の服務のあり方に応じてその労務に対する対価の性格は異なってくる。時間外勤務命令、又は週休日の勤務命令にあたる場合は、その対価として労働基準法第37条に規定する割り増し賃金を支給しなければ

ばならない。一方、補助執行の場合は役務の提供に対する謝礼ということになる。予算的には、前者の場合は職員手当等(時間外勤務手当)であり、後者の場合は報償費での支払いとなるものとする。職務命令による時間外勤務、又は週休日の勤務なのか補助執行なのかという点については当該地方公共団体の長や選挙管理委員会の裁量の問題であるが、本市においては確実な人員確保と厳正な選挙事務執行のため前者としている。

投票事務従事者に対しては選挙管理委員会名の委嘱状を交付し職務として選挙事務に従事させているところである。

報酬は地方自治法の規定により非常勤職員の一定の役務に対する対価として条例に定める額が支給されるものであり、これを具体的に見ると、投票管理者、投票立会人については橋本市報酬及び費用弁償等支給条例第3条別表第1に定める額が支給されているものである。事務従事者に支給されている給与は地方自治法第204条第1項の規定により常勤職員の一定の役務に対する対価として橋本市職員の給与に関する条例に定める額が支給されているものであり、支給の趣旨は報酬と同様であり役務を提供している以上は当然に支給しなければならないものである。当日は休日であり勤務を要しない日であることから、時間外勤務手当を支給している。

時間外勤務手当は正規の勤務時間を超えて勤務を命じられた職員に対して橋本市職員の給与に関する条例第16条の規定に基づき支給されるものであり、前述の職務命令を受けて投票事務に従事した職員に対して支給されるものである。嘱託職員については橋本市嘱託職員の雇用に関する規程により、また臨時職員については橋本市臨時職員の雇用に関する要綱(内規)により運用されている。以上のように、この手当は規定により定められた通りに算定され支払われているものであり、請求人の言う、選挙事務人件費に莫大な費用を要しているということには当たらないものとする。

正職員の配置の必要性についてであるが、一見極めて単純な事務作業のようにも見えるが、選挙事務は複雑多岐にわたっており、その管理執行に不備があると選挙無効にもなりかねないものであり、間違いは絶対に許されない、やり直しは出来ないという大変重要なものであるので普段から事務に従事しており、事務の堪能な職員の配置が何にも増して望まれるところである。そういった見地から当該選挙事務の執行についての必要な配置人数が確定したら、まず正職員を充て、次に現在市役所において雇用中の嘱託職員、次に同じく現在雇用中の臨時職員を充てており、それでもなお人数が不足の場合には次に公募等により臨時職員を雇用して順に充てている。また、経費の面にも配慮して正職員においても時間単価の低い職員からの配置に努めている。これは合理的な配置方法であるとする。

その場合の臨時職員の雇用の方法を見ると次のとおりである。

平成 13 年以降の選挙に関わる臨時職員の公募、募集等雇用の状況を見ると、選挙に係わる臨時職員等の公募については、平成 18 年まで、選挙事務経験者や職員課の市役所臨時職員申し込みの待機者等の中から人選して採用していた。選挙事務経験者については、現在も優先的に選挙に係わる臨時職員として採用をしている。投票事務については、市の正職員のみならず臨時・嘱託職員をも充てている。平成 19 年の統一地方選挙では、本市広報紙で選挙事務及び投票所事務の一部を公募し、応募者に対して職員課を通じて選挙管理委員会で面接試験を行い、採用した。それ以後の選挙において、選挙事務担当臨時職員は職員課を通じてハローワーク橋本に依頼し、応募者に対して選挙管理委員会で面接試験を行い採用している。以上のように公募募集等については広報紙やハローワーク橋本に依頼するものや、職員課の臨時職員待機者等からの採用などがあるが、広報紙による投票所事務従事者の採用は応募者との連絡や事務手続き、事務研修等、選挙管理委員会が行う事務も多く、選挙準備が多忙を極める中、その対応は難しい状況にある。このような経過もあり、現在では職員課を通じてハローワークに依頼して募集を行っているが、勤務期間が相対的に短期で、しかも長時間勤務となるため、募集時期によっては応募者の確保が困難になってきているのが現状である。現状の選挙事務担当者の雇用状況、配置状況等を見ると選挙管理委員会においては事務の正確性、経費の削減と事務の効率化とのバランスを図りながら臨時職員の雇用を必要に応じて適切かつ合理的に行っているものと考えられる。

まず、正職員を充てて、その不足分を嘱託職員、臨時職員で順に補うという現行のやり方は極めて妥当性、合理性があるものと考えられる。

したがって請求人の主張については理由が無いものと判断する。

第 4 結 論

本件請求については、二名の監査委員の合議により次のとおり決定した。

本件請求については、いずれも不当とする理由は認められないので、請求人の求める措置請求についての措置勧告は行わない。

本請求は理由が無いものと判断し、これを棄却する。